

# 居宅介護支援事業

## 運営規程

アームス在宅支援センター

(事業の目的)

第1条 株式会社ARM 'S が開設するアームス在宅支援センター（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス事業者等、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 アームス在宅支援センター
- (2) 所在地 神奈川県横浜市瀬谷区相沢6-25-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 名（介護支援専門員）（常勤兼務 1 名）  
管理者は、事業所の介護支援専門員の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたる。
- (2) 介護支援専門員 2 名（常勤兼務 1 名 非常勤専従 1 名）  
介護支援専門員は、下記の指定居宅介護支援の提供にあたる。
  - ① 在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
  - ② 利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
  - ③ 居宅サービス計画の原案を作成し、サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関

する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。

- ④ 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- ⑤ 居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
- ⑥ 要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜から金曜までとする。

ただし、祝日及び12月29日から1月3日を除く

(2) 営業時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

(3) 電話等により24時間連絡可能な体制とする

(指定居宅介護支援事業の提供開始方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供開始方法は、次のとおりとする。

- 2 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要を記した重要事項説明書により説明を行ない、同意を得てそれを交付する。
- 3 指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ利用者申込者の希望や意思を基礎として居宅サービス計画が作成されることを説明し、提供の開始について同意を得る。
- 4 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。ただし、通常の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定居宅介護支援の提供が困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者を紹介するなど、必要な支援をする。
- 5 指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。
- 6 介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時や利用者またはその家族から求められた時は、それを提示する。

(指定居宅介護支援事業の提供とその内容)

第7条 指定居宅介護支援事業の提供とその内容は、次のとおりとする。

- 2 居宅サービス計画の作成の開始にあたり、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を公平に利用者又はその家族に提供する。
- 3 通常、事業所内の相談室又は、利用者宅で相談を受ける。

- 4 居宅サービス計画の作成にあたっては、全社協方式に基づく課題分析票を用いて、有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス、置かれている環境等から利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 5 前項に定める課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行なう。この際、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 6 利用者及びその家族の希望、利用者が抱える課題に基づき、当該地域における介護給付の対象の指定居宅サービス等の提供体制を勘案して、提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- 7 居宅サービス計画の原案は、位置づけた指定居宅サービスが、保険給付の対象になるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明を行い、同意の確認をする。
- 8 居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者による会議（以下「サービス担当者会議」という）の開催、担当者への照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求める。
- 9 サービス担当者会議は、通常、事業所内の会議室で開催する。
- 10 サービス担当者会議による専門的な意見を含めた居宅サービス計画の原案を作成し、その内容を利用者又はその家族に対して説明を行い、文書による同意で決定された居宅サービス計画を利用者及び、指定居宅サービス事業者等の担当者に交付する。
- 11 居宅サービス計画の作成後も、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行なう。これを通じて、居宅サービス計画の実施状況や利用者の課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行なう。
- 12 前項の把握を行なうため、指定居宅サービス等の提供開始後、1ヶ月に1回以上、利用者の居宅を訪問し実施状況の把握（モニタリング）を行い、その都度、結果を記録する。
- 13 介護保険施設から退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の支援を行なう。
- 14 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求める。
- 15 医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを居宅サービス計画に位置づける。また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を居宅サービス計画に位置づける際、主治の医師等の医学的観点からみた留意事項が示されている場合には、それを尊重する。
- 16 利用者の被保険者証に、介護保険法第37条第2項に規程する認定審査会の意見、又は同法第37条第1項の規程による指定に係る居宅サービスの種類が記載されている場合、利用者による旨（同法第37条第1項の規程による指定に係る居宅サービスの指定については、変更の申請ができることを含む）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿い、居宅サービス計画を作成する。

- 17 居宅サービス計画の作成又は変更にあたり、利用者の自立した日常生活の支援を行なう為、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的にサービス利用が行なわれるよう支援する。又、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付の対象となるサービス以外にも、保健医療サービスや福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も勘案して、居宅サービス計画上に位置づけるよう努める。
- 18 指定居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者またはその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行なう。

#### (利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者負担はない。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行なう指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えてから、片道1kmあたり100円

- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 第1項の利用料の支払いを受けた場合には、利用料の額を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付する。

#### (通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、横浜市全域・大和市全域 とする。

#### (法定代理受領サービスに係る報告)

第10条 市町村もしくは国民健康保険連合会（以下、「国保連」とする）に対して、居宅サービス計画に位置づけられている指定居宅サービス等のうち、法定代理受領サービスに該当するものに関する情報を記載した文書を毎月提出する。

- 2 市町村もしくは国保連に対して、居宅サービス計画に位置づけられている、基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス、または特例居宅サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を提出する。

#### (利用者に関する市町村への通知)

第11条 利用者が以下に定めるいずれかに該当する場合は、市町村に対して通知する。

- (1) 正当な理由なく、介護保険法第24条第2項に規程する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことなどにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められたとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、または受けようとしたとき。

#### (勤務体制の確保)

第12条 利用者に対して、適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、介護支援専門員等の勤務体制を定める。

2 介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年4回

(従業者の健康管理)

第13条 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行なう。

(掲示)

第14条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第15条 管理者及び介護支援専門員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する事を、従業者との雇用契約の条件とする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

(居宅サービス提供事業者等からの利益収受の禁止)

第16条 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用する旨の指示は行なわない。

- 2 居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者の利用をさせることの代償として、その事業者から金品その他の財産上の利益を収受する事はしない。

(緊急時等における対応方法)

第17条 介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(相談・苦情対応)

第18条 提供した指定居宅介護支援、または自ら作成した居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講ずる。

- 2 自ら提供した指定居宅介護支援に関して、介護保険法第23条の規程により市町村が行なう文書

その他の物件の提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査にも協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行なう。

- 3 自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに対する苦情を、利用者が国保連に申し立てる場合、必要な支援を行なう。
- 4 指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に対して、国保連が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行なう調査に協力する。自ら提供した指定居宅介護支援に関して国保連から同号の指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行なう。

(事故発生時の対応)

- 第19条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
  - 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他)

第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ARM'S と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。